

第1期徳島県ニホンザル適正管理計画（案）について

1 計画策定の背景及び目的

徳島県のニホンザルによる農作物被害は、高い水準が続いており、その生息範囲も拡大傾向にある。人里近くへ侵出した群れは農耕地への依存度を高めている。

そこで、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展の観点から、ニホンザルの管理方針を明確にし、人身被害、生活被害及び農作物被害を防止を図るとともに、生物多様性の確保にも配慮し、その生息数の適正な水準への減少と、生息地の適正な範囲への縮小を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

3 計画の期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」は、個体数の増加や生息域の拡大による農林水産業や生活環境、生態系に係る被害防止のため、鳥獣管理の視点を加えた「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正され、平成27年5月29日から施行される。本計画の始期は本法施行に合わせることにし、終期は上位計画である「第11次鳥獣保護事業計画」（法改正に伴い、H27.5.29より第11次鳥獣保護管理事業計画）に変更予定。）に合わせることにしている。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

徳島県全域

5 生息動向及び被害状況

(1) 生息動向

- ・平成15年のニホンザルの生息区画は、区画数121、区画率59.3%（図1）
- ・昭和53年と比較すると、67区画の増加（この四半世紀の間に2.2倍に分布拡大）
- ・県内に生息する加害ザルについて、群れの推定数は約120~160群れ、推定生息数は約4000~6000頭（H24 市町村の鳥獣担当者に対するアンケート等調査）

(2) 被害状況

- ・農作物被害金額は、平成15年度を境に2,000万円を越える
- ・平成21年度以降は約4,000万円前後の高水準の被害が継続（表1）
（ニホンジカ、イノシシとともに農業における3大加害獣）
- ・住宅集合地域への進出が進み、家屋への侵入をはじめとする生活被害や、人への咬みつき、ひっかきなどの人身被害も発生

図1 県内のニホンザルの分布拡大状況

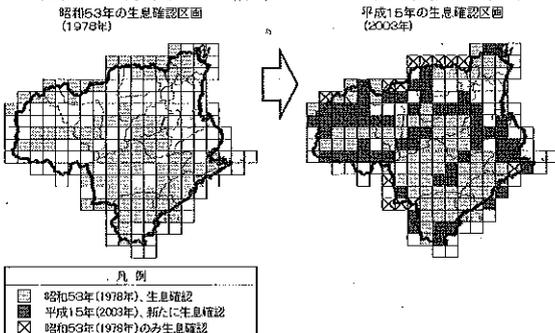
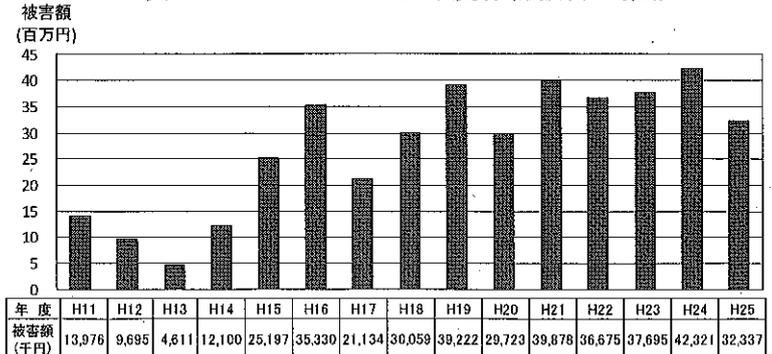


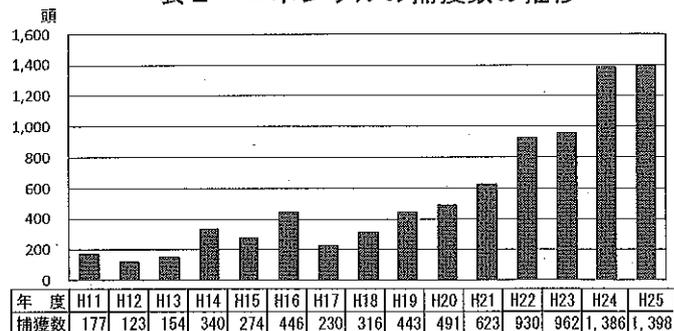
表1 ニホンザルによる農作物被害の推移



(3) 捕獲状況

捕獲数は平成13年度までは200頭未満であったが、生息区域が拡大し農作物被害の増加や人里への出没が発生したため、平成24年度、25年度は約1,400頭が捕獲されている。(表2)

表2 ニホンザルの捕獲数の推移



6 管理の目標

県下の加害ザルの群の動向と被害状況を踏まえ、群れごとの特性に応じた順応的管理を行い、人とサルとの軋轢の低減を図る。

| 区分 | 個体群管理 | 生息環境管理 | |
|-------|---|--|---|
| 短期・中期 | <ul style="list-style-type: none"> 加害群の半減(10年後) 群れの分裂防止 | <ul style="list-style-type: none"> 被害地域の縮小(農地や集落等を生息域にさせない) | <ul style="list-style-type: none"> 人身被害の防止 農業・生活被害の防止 |
| 長期 | <ul style="list-style-type: none"> 地域個体群としての安定的な維持 | <ul style="list-style-type: none"> 人とサルの生活圏の分離を維持 保全のための生息環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 人身被害の防止 農業・生活被害の解消 |

7 加害群・個体数管理の考え方

群れを単位として、その生息環境や個体群の規模、被害状況等に応じて、群れの悪質個体の除去や個体数の縮小、極めて悪質な群れの場合は除去するとともに、農地や集落等にサルを出没させない生息域の管理を進める。

| 加害レベル | 群れの状況 | 加害群・個体数管理の方法 |
|-------|--|--|
| レベルⅠ | <ul style="list-style-type: none"> 恒常的に人間が経済活動を行っていない森林を利用している 人間の前にほとんど姿を見せない | <ul style="list-style-type: none"> 原則として捕獲は行わない 被害防止のためやむを得ない場合に限り、問題のある個体を識別して捕獲する |
| レベルⅡ | <ul style="list-style-type: none"> 季節的に群れの一部が集落にある作物等を利用する 人間の姿が見えると逃げる、または近づくと逃げる | <ul style="list-style-type: none"> 山林への追い払い、追い上げ 必要に応じて有害捕獲を行う。その際、群れの分裂に注意を払い、できる限り問題のある個体を識別して捕獲する |
| レベルⅢ | <ul style="list-style-type: none"> 恒常的に集落を利用している 人慣れが進み、追い払いをしても動かない | <ul style="list-style-type: none"> 個体数調整捕獲の徹底による群れの縮小、除去 群れの全頭を捕獲を行う場合、別の群れが進出してくる可能性を考慮 |

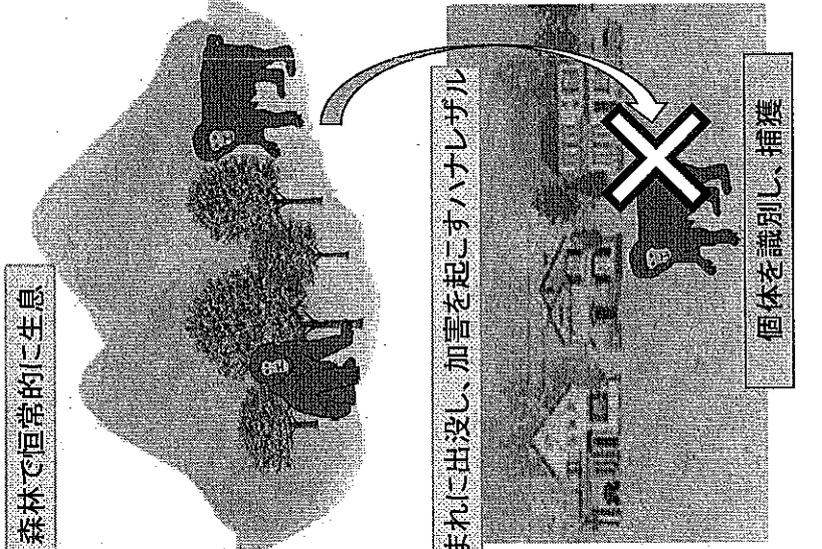
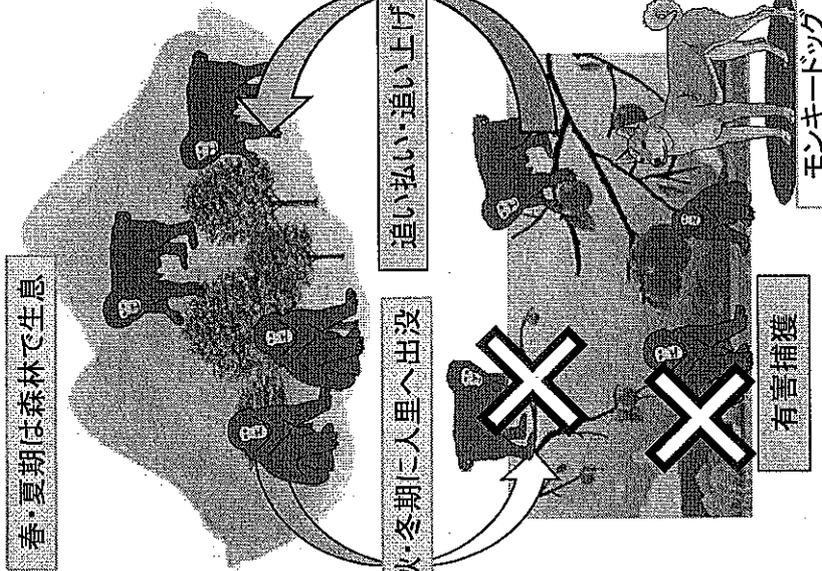
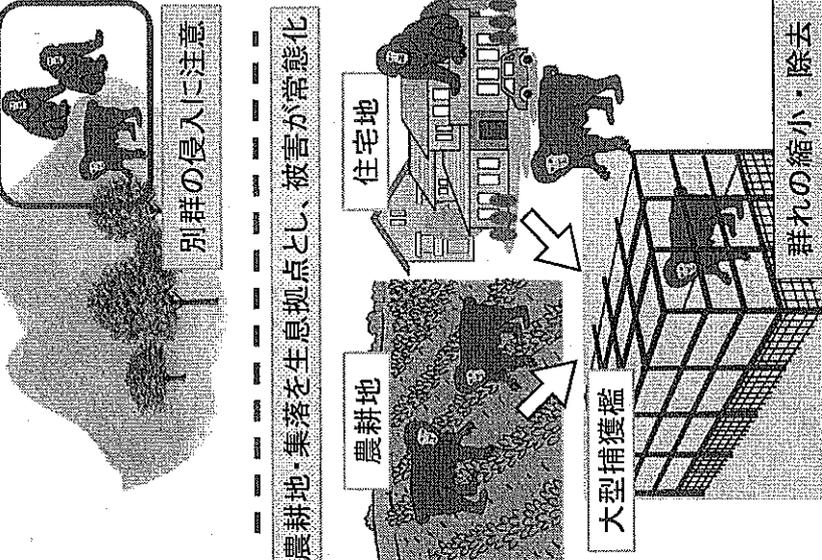
8 実施計画に基づく管理の推進

市町村等捕獲の実施主体は、加害群れ・個体数管理の実施計画を策定し、地域ごとの管理目標を具体化・明確化し、地域が共通認識をもって対策の実施を図る。

9 今後の予定

- ・パブリックコメントの実施(平成27年2月上旬から平成27年3月上旬)
- ・環境審議会(平成27年3月)
- ・計画策定(平成27年3月)
- ・計画の施行(平成27年5月29日)

○加害群・個体数管理の方法

| 加害群の状況 | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
|---------------------|--|--|---|
| <p>加害群・個体数管理の方法</p> | <p>・原則として捕獲は行わない ・被害防止のためやむを得ない場合に限り、問題のある個体を識別し、捕獲</p> | <p>・季節的に群れの一部が集落にある作物等を利用 ・人間の姿が見えたと逃げ、または近づくと逃げる ・山林への追い払い、追い上げ ・必要に応じて有害捕獲を行う ・その際、群れの分裂に注意を払い、できる限り問題のある個体を識別し、捕獲</p> | <p>・恒常的に集落を利用している ・人慣れが進み、追い払いをしても動かない ・個体調整捕獲の徹底による群れの縮小、除去 ・群れの全頭を捕獲を行う場合、別の群れが侵入してくる可能性を考慮</p> |
| <p>イメージ</p> |  |  |  |